航空法

１．案内情報

① 手続名　：　運輸に関する協定の認可
② 手続根拠　：　航空法第１１１条第１項前段
③ 手続対象者　：　本邦航空運送事業者
④ 提出時期　：　運輸に関する協定を締結しようとするとき
⑤ 提出方法　：　認可申請書を作成し、国土交通省航空局航空事業課へ提出して下さい。
⑥ 手数料　：　無し
⑦ 添付書類・部数　：　無し
⑧ 申請書様式　：　認可申請書
⑨ 記載要領・記載例　：　提出先となる国土交通省航空局航空事業課にお問い合わせ下さい。

２．窓口情報

① 提出先　：　国土交通省航空局航空事業課　０３－５２５３－８１１１（内線４８５１５）
② 受付時間　：　提出先にお問い合わせ下さい。
③ 相談窓口　：　国土交通省航空局航空事業課　０３－５２５３－８１１１（内線４８５１５）

３．手続情報

① 審査基準　：　航空法第１１１条第２項
② 標準処理期間　：　１～４ヶ月
③ 不服申立方法　：　行政不服審査法の規定による。